

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成23年 3月29日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、異議申立人の母について、〇区〇〇病院（以下「本件病院」という。）で起きた平成21年〇月〇日の事故（以下「本件事故」という。）を、名古屋市南区南保健所（以下「南保健所」という。）及び名古屋市健康福祉局健康部保健医療課（以下「保健医療課」という。）がいつ知ったかについてわかる文書（以下「本件請求文書」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対して、事務所管課ごとに次の決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 平成23年 4月12日、南保健所は、文書が存在しないことを理由として非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(2) 同日、保健医療課は、文書が存在しないことを理由として非開示決定を行った。

3 同月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成21年〇月〇日に、病院が作成した第一報の報告書を受け取っている。
知った日付は、当該文書に記載されている。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件事故をいつ知ったかについて、南保健所が文書として作成したのは、平成23年 5月13日に保健医療課へ提出するために、事故報告書（以下「保健所作成報告書」という。）別紙 3の平成21年〇月〇日の欄に記載したのが初めてである。
- 2 南保健所が平成21年〇月〇日に本件病院に定例立入検査（以下「平成21年度定例立入検査」という。）を行ったときに、第一報の報告書（以下「病院作成メモ」という。）を受け取ったが、平成22年 5月11日付で中間報告の事故報告書（以下「病院作成報告書」という。）が本件病院から提出されたことにより、この時点で病院作成メモを差し替えて廃棄したことから、本件開示請求の時点では病院作成メモは存在していない。
- 3 また、平成21年度定例立入検査の結果においても、本件事故については記載していない。
- 4 以上のことから、南保健所は本件事故をいつ知ったかがわかる文書を、本件開示請求の時点で作成又は取得しておらず、当該文書は存在していない。
- 5 平成23年〇月〇日、異議申立人は、本件事故を南保健所が確認した日付等に関する個人情報開示請求を行った。
同月〇日、実施機関は、当該開示請求に対して、保健所作成報告書を特定し、一部開示決定を行った。当該報告書の中には、南保健所が本件事故をいつ知ったかが記載されている。

第 5 審議会の判断

- 1 争点
本件請求文書が存在するか否かが争点となっている。
- 2 本件事故への対応について
当審議会の調査によると、本件事故について、次の事実が認められる。
(1) 平成21年〇月〇日、本件病院において本件事故が発生した。

(2) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に平成21年度定例立入検査を行った。

その際、南保健所は、本件病院に対し事前に医療安全管理チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）及び病院立入検査参考資料（以下「参考資料」という。）を送付し、本件病院は、チェックリストの各調査項目について自己点検を行うとともに、参考資料の調査項目についても記載し、南保健所へ提出した。

南保健所は、本件病院の自己点検結果をもとにチェックリストの各調査項目について確認を行うとともに、参考資料をもとに、本件病院への聞き取り調査、現場確認等を実施した。その際、南保健所職員は、本件病院からの聞き取り内容の記録（以下「本件記録①」という。）を作成した。

また、南保健所は、本件病院から病院作成メモを收受した。

(3) 平成22年〇月〇日、南保健所は、平成21年度定例立入検査の結果、不適合には至らないが改善を検討させたい事項（以下「検討要望事項」という。）があったとして、病院立入検査結果通知書（様式 7-2）（以下「結果通知書」という。）にて本件病院の管理者宛てに通知を行った。

また、南保健所は、当該通知を行った後、検討要望事項等を記載した医療監視実施結果表を作成した。

(4) 同年 5月11日、南保健所は、本件病院から病院作成報告書を收受し、病院作成メモは廃棄した。

(5) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査（以下「平成22年度定例立入検査」という。）を行った。

その際、南保健所は、本件病院に対して、平成21年度定例立入検査と同様に、本件病院から事前に提出されたチェックリスト及び参考資料の各調査項目について、調査、確認を行うとともに、院内感染対策の重点確認表（以下「重点確認表」という。）の各調査項目についても確認を行った。

また、南保健所職員は、本件病院への指摘事項や本件病院からの聞き取り内容等の記録（以下「本件記録②」という。）を作成した。

(6) 平成23年〇月〇日、本件病院の職員が本件事故に関する説明のため、南保健所を来訪した。

その際、南保健所職員は、本件事故当時の本件病院の状況や今後の対策

等に関する本件病院からの聞き取り内容の記録（以下「本件記録③」という。）を作成した。

(7) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に随時立入検査を行った。

(8) 同年 3月29日、異議申立人は、本件開示請求を行った。

(9) 同年〇月〇日、南保健所は、平成22年度定例立入検査の結果、検討要望事項があったとして、結果通知書にて、本件病院の管理者宛てに通知を行った。

また、南保健所は、当該通知を行った後、検討要望事項等を記載した医療監視実施結果表を作成した。

(10) 同年 5月13日、南保健所は、保健所作成報告書を保健医療課に提出した。

3 南保健所が本件事故をいつ知ったかが記載されている事故報告書（様式15）の有無について

(1) 名古屋市医療法第25条に基づく立入検査実施要領（平成22年 8月24日健康福祉局健康部保健医療課長決裁）で定める事故報告書（様式15）は、保健所が医療機関からの聞き取り内容等に基づいて作成し、保健医療課へ報告するものである。

(2) 病院作成報告書は、本件病院が、平成21年度定例立入検査の際に南保健所から受け取った事故報告書（様式15）の用紙に、本件事故の概要、本件病院による本件事故に対する事後の対応、原因究明・防止等の取組み等を記載し、南保健所に提出したものであるが、本件事故を南保健所がいつ知ったかについて記載がないことから、本件請求文書に該当しないと認められる。

(3) なお、保健所作成報告書には、平成21年度定例立入検査の際に、本件病院から本件事故について口頭で報告を受けたこと及び病院作成メモの提出を受けたことについての記載があるが、保健所作成報告書は、平成23年 5月13日に南保健所から保健医療課へ提出されたものであることから、本件開示請求の時点においては作成されていないと認められる。

(4) 以上から、本件開示請求がなされた時点では、南保健所が本件事故をい

つ知ったかが記載されている事故報告書（様式15）は存在していないと認められる。

4 事故報告書（様式15）以外の南保健所が本件事故をいつ知ったかが記載されている行政文書の有無について

上記 2で述べたとおり、平成21年度定例立入検査、平成22年度定例立入検査、随時立入検査及び本件病院の職員による来訪（以下これらを「本件立入検査等」という。）の際に南保健所が作成又は取得した文書として、病院作成メモ、チェックリスト、重点確認表、参考資料、結果通知書、医療監視実施結果表及び本件記録①から本件記録③まで（以下これらを「本件記録」という。）が存在することが確認されたことから、以下、これらが本件請求文書に該当するか否かについて検討する。

(1) 病院作成メモについて

平成21年度定例立入検査の際に、南保健所は、本件病院から病院作成メモを受領した。しかし、病院作成メモは、上記 2 (4)で述べたとおり、病院作成報告書が本件病院から南保健所に提出されたことにより、保管する必要性がなくなると南保健所において判断されたため、廃棄されたものと認められる。

(2) チェックリスト、重点確認表、参考資料、結果通知書及び医療監視実施結果表について

ア チェックリスト及び重点確認表について内容を確認したところ、各調査項目に関する調査結果が記載されているのみで、本件事故に関する記載は確認できなかった。

イ 次に、参考資料について内容を確認したところ、病院の人的、物的設備や編成に係る情報が記載されているのみで、本件事故に関する記載は確認できなかった。

ウ また、結果通知書及び医療監視実施結果表について内容を確認したところ、本件病院の設備や防災訓練の実施について、検討要望事項等が記載されているが、本件事故に関する記載は確認できなかった。

エ なお、平成22年度定例立入検査に係る結果通知書については、平成23年〇月〇日に南保健所が本件病院に通知を行ったものであり、医療監視実施結果表は、南保健所が当該通知後に作成したものであることから本

件開示請求の時点においては作成されていないと認められる。

オ したがって、チェックリスト、重点確認表、参考資料、結果通知書及び医療監視実施結果表は、本件請求文書に該当しないと認められる。

(3) 本件記録について

ア 本件記録は、本件立入検査等の際に、南保健所職員が、本件病院からの聞き取り内容等を記録したものであり、本件記録について内容を確認したところ、本件事故に関する記載が確認できたことから、本件記録が本件請求文書に該当するか否かを検討する。

(ア) 条例第18条第1項では、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されており、保有個人情報とは、条例第2条第2号ただし書で、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第2条第2号に規定する行政文書に記録されているものに限ると規定されている。

(イ) 行政文書とは、条例上、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

イ そこで、本件記録が、実施機関の職員によって職務上作成し、又は取得された文書か否かについて判断する。

本件記録は、本件立入検査等の際に、南保健所職員が、本件病院からの聞き取り内容等を記録したものであることから、実施機関の職員が職務上作成した文書であると認められる。

ウ 次に、本件記録が、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものか否かについて判断する。

(ア) 本件記録は、職員が個人で所有しているノートなどに記録されており、その内容において、日付の誤記載などが見受けられるほか、走り書きによって記録されたものであることから、南保健所において、供覧等の事務処理がなされているとは認められない。

(イ) また、本件記録の保管状況を確認したところ、記録を作成した職員の机にて封筒に入れて、又は個人の備忘録用のノートとして保管されており、当該職員が個人的に管理していたとのことである。

(ウ) したがって、本件記録は、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものではないと認められる。

エ 以上のことから、本件記録は、行政文書には該当せず、職員のメモであると認められることから、本件請求文書に該当しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 5月 2日	諮問書の受理
5月 9日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう再通知
11月15日	実施機関に弁明意見書を提出するよう再通知
平成24年 1月18日	実施機関の弁明意見書を受理
1月19日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
7月18日 (第 168回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成25年 9月20日 (第 182回審議会)	調査審議
10月18日 (第 183回審議会)	調査審議
10月25日	答申